

議 案 書

令 和 4 年 6 月

第 3 回 臨 時 会

松 山 市

目 次

議案番号	件 名	議決結果	ページ
承認 2	松山市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を定める専決処分の承認を求めることについて		1
3	令和4年度松山市一般会計補正予算（第2号）を定める専決処分の承認を求めることについて		5

承認第2号

令和4年6月2日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を定める専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

(提案理由)

地方税法等の一部改正に伴い、本条例の一部を専決処分により改正したので、議会に報告し、その承認を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法(抄)

(専決処分)

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

(別 紙)

専決第 15 号

令和 4 年 3 月 31 日

松山市長 野 志 克 仁

松山市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を定める専決処分について

松山市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を定めることについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

記

松山市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

松山市市税賦課徴収条例（昭和 25 年条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 33 条の 6 第 9 項中「第 321 条の 8 第 60 項」を「第 321 条の 8 第 62 項」に、「同条第 60 項」を「同条第 62 項」に改め、同条第 15 項中「第 321 条の 8 第 69 項」を「第 321 条の 8 第 71 項」に改める。

第 57 条の 2 中「固定資産課税台帳」の次に「（同条第 1 項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

第 57 条の 3 中「証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

附則第 9 条第 1 項中「100 分の 5」の次に「（商業地等に係る令和 4 年度分の固定資産税にあつては、100 分の 2.5）」を加える。

附則第 12 条の 2 第 2 項中「4 分の 3」を「5 分の 4」に改め、同条第 3 項中「第 15 条第 27 項第 1 号イ」を「第 15 条第 26 項第 1 号イ」に改め、同条第 4 項中「第 15 条第 27 項第 1 号ロ」を「第 15 条第 26 項第 1 号ロ」に改め、同条第 5 項中「第 15 条第 27 項第 1 号ハ」を「第 15 条第 26 項第 1 号ハ」に改め、同条第 6 項中「第 15 条第 27 項第 1 号ニ」を「第 15 条第 26 項第 1 号ニ」に改め、同条第 7 項中「第 15 条第 27 項第 2 号イ」を「第 15 条第 26 項第 2 号イ」に改め、同条第 8 項中「第 15 条第 27 項第 2 号ロ」を「第 15 条第 26 項第 2 号ロ」に改め、同条第 9 項中「第 15 条第 27 項第 2 号ハ」を「第 15 条第 26 項第 2 号ハ」に改め、同条第 10 項中「第 15 条第 27 項第 3 号イ」を「第 15 条第 26 項第 3 号イ」に改め、同条第 11 項中「第 15 条第 27 項第 3 号ロ」を「第 15 条第 26 項第 3 号ロ」に改め、同条第 12 項中「第 15 条第 27 項第 3 号ハ」を「第 15 条第 26 項第 3 号ハ」に改め、同条第 13 項中「第 15 条第 30 項」

を「第15条第29項」に改め、同条第14項中「第15条第34項」を「第15条第33項」に改める。

附則第12条の3第7項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第9項中「特定熱損失防止改修住宅」を「特定熱損失防止改修等住宅」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の松山市市税賦課徴収条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(専決処分理由)

地方税法の改正に伴い、商業地に係る課税標準額の上昇幅の特例措置等について緊急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行う。

承認第3号

令和4年6月2日提出

松山市長 野 志 克 仁

令和4年度松山市一般会計補正予算（第2号）を定める専決処分の承認を求めるところについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めらる。

（提案理由）

子育て世帯生活支援特別給付金の給付により、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯を支援することとなったことから、補正予算を専決処分により定めたので、議会に報告し、その承認を求めらるため、本案を提出する。

（参 照）

地方自治法（抄）

（専決処分）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

令和4年度松山市一般会計補正予算(第2号)を定める専決処分について

子育て世帯生活支援特別給付金の給付により、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯を支援するため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をするものである。

記

令和4年度松山市一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ966,191千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ200,181,974千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		45,104,876 千円	966,191 千円	46,071,067 千円
	2 国庫補助金	6,109,172	966,191	7,075,363
歳入	合計	199,215,783	966,191	200,181,974

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		98,752,138 千円	966,191 千円	99,718,329 千円
	2 児童福祉費	33,541,304	966,191	34,507,495
歳出	合計	199,215,783	966,191	200,181,974

歳入歳出補正予算事項別明細書

(松山市一般会計)

1 総括入
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	45,104,876 千円	966,191 千円	46,071,067 千円
歳入合計	199,215,783	966,191	200,181,974

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				国県支出金	地方債	その他	一財 一般 源
3 民生費	千円 98,752,138	千円 966,191	千円 99,718,329	千円 966,191	千円	千円	千円
歳出合計	199,215,783	966,191	200,181,974	966,191			

2 歳 入
 (款) 16 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3 民生費国庫補助金	千円 1,626,320	千円 966,191	千円 2,592,511	11 児童手当費国庫補助金	千円 966,191	低所得の子育て世帯生活支援特別給付金 給付事業費 (10/10)
計	6,109,172	966,191	7,075,363	—	—	—

3 歳 出
 (款) 3 民生費 (項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説 明					
					区 分	金 額						
4 児童手当費	千円 10,683,904	千円 966,191	千円 11,650,095	千円 国庫支出金 966,191	3 職員手当等	千円 6,165	低所得の子育て世帯生活支援特 別給付金給付事業 966,191 千円					
					10 需用費	835						
					消費品費	385						
					印刷製本費	450						
					11 役員費	8,241						
					通信運搬費	6,536						
					広告料	495						
					手数料	1,210						
					12 委託料	15,900						
					13 使用料及び 賃借料	300						
					18 負担金補助 及び交付金	934,750						
					計	33,541,304		966,191	34,507,495	-	-	-

補正予算給与費明細書(松山市一般会計)

1 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給			与		共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)				
補正後	(662) 3,706	710,835	13,168,131	9,186,866	23,065,832	4,381,960	27,447,792		
補正前	(662) 3,706	710,835	13,168,131	9,180,701	23,059,667	4,381,960	27,441,627		
比較	(0) 0	0	0	6,165	6,165	0	6,165		

※()内は短時間勤務職員数を外書きしたものです。

職員手当の内訳	区分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)
	補正後	1,251,170	190,832
	補正前	1,245,170	190,667
比較	6,000	165	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与		職員手当 (千円)	費計 (千円)	共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		給料 (千円)						
補正後	(71) 2,953	11,765,753		8,601,956	20,367,709	3,939,844	24,307,553	
補正前	(71) 2,953	11,765,753		8,595,791	20,361,544	3,939,844	24,301,388	
比較	(0) 0	0		6,165	6,165	0	6,165	

※()内は短時間勤務職員数を外書きしたものです。

職員手当の内訳	区分		休日勤務手当 (千円)
	時間外勤務手当 (千円)		
補正後	1,111,327		190,832
補正前	1,105,327		190,667
比較	6,000		165

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給 与				合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	費 計 (千円)		
補正後	(591) 753	710,835	1,402,378	584,910	2,698,123	442,116	3,140,239
補正前	(591) 753	710,835	1,402,378	584,910	2,698,123	442,116	3,140,239
比 較	(0) 0	0	0	0	0	0	0

※()内は短時間勤務職員数を外書きしたものです。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
職員手当	6,165	その他の増減分 6,165		